| | | |
|---|---|---|
| 八　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | $AG_{22}$ ＝ 0.02807<br>$AG_{23}$ ＝ 0.02821<br>$AG_{24}$ ＝ 0.02878<br>算式<br>$\dfrac{\sum_{n=15}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}230\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額<br>$C_{15}$ ＝ 0.018<br>$C_{16}$ ＝ 0.018<br>$C_{17}$ ＝ 0.016<br>$C_{18}$ ＝ 0.016<br>$C_{19}$ ＝ 0.016<br>$C_{20}$ ＝ 0.01584<br>$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）<br>$E_{15}$ ＝ 0.030<br>$E_{16}$ ＝ 0.030<br>$E_{17}$ ＝ 0.027<br>$E_{18}$ ＝ 0.027<br>$E_{19}$ ＝ 0.026<br>$E_{20}$ ＝ 0.02640 |
| 八　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | $AG_{22}$ ＝ 0.02803<br>$AG_{23}$ ＝ 0.02816<br>$AG_{24}$ ＝ 0.02865<br>算式<br>$\dfrac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}310\text{円} \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額<br>$C_{16}$ ＝ 0.018<br>$C_{17}$ ＝ 0.016<br>$C_{18}$ ＝ 0.016<br>$C_{19}$ ＝ 0.016<br>$C_{20}$ ＝ 0.01580<br>$D_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）<br>$E_{16}$ ＝ 0.030<br>$E_{17}$ ＝ 0.027<br>$E_{18}$ ＝ 0.027<br>$E_{19}$ ＝ 0.026<br>$E_{20}$ ＝ 0.02634 |